

理由

関税率法に定める関税率表の改正に伴い、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定その他の協定による関税割当制度が従前のとおり適用されるよう、改正後の関税率表に基づいて、対象となる物品の指定を行う必要があるからである。